

昭和三十一年六月二十六日招集(才三号)  
第二回定例会々議錄



館山市議会第二回定例会々議録(第二号)

昭和三十七年六月招集

一六月二十六日(火曜日)

議事日程 (第二号)

議案第三六号 館山市ユースホステル条例の制定について

第一 議案第三七号 特別会計ユースホステル歳入歳出予算を設けることについて

議案第三八号 昭和三十七年度館山市特別会計館山ユースホステル歳入歳出予算

第二 臨時出納検査之入会議員の互選について

第三 議案第三九号 館山市教育委員会委員の補欠選任について

第四 議長選挙について

第五 副議長選挙について

第六 競輪議員選挙について

第七 議案第四十号 監査委員の選任について

第八 常任委員会委員選任について

二十六日 午前十時 開議

議長(嶋貫社作君)本日出席議員数三二名。

こゝより第二回定例会第二日の会議を閉会いたします。

本日の議事はお寺元配付の日程表により行います。

日程第一議案オ三六号乃至第三八号を一括上程いたします。

(書記朗読)

議案第三六号 館山市ユース・ホステル条例の制

定について

議案第三七号 特別会計ユース・ホステル歳入歳

出予算を設けることについて

議案第三八号 昭和三十七年度館山市特別会計

ユース・ホステル歳入歳出予算

福祉事務所長(長谷川広治君)議案第三六号乃至三八号について予説明申し上げます。

今まで関連的の予算として予審議をいたただいたものもありませんので大体予了解を之小まいるのじやないかと思ひますが、一昨年県立のユースホステルを市として青少年の健全育成と観光施設の一つとして当市に誘致をいたしたわけがございしますが、最近のうちにごま上りますし、経営をしなければならぬということになりまして、誘致したときの経過及び数が全圓的に少いために観光的にも一つの施設として利用がきるといふような考え方もまた全圓のユースホステルの経営的な考え方から地元でこれを県から委託を受けまして経営をいく、そうして地

元の協力を得、観光的にも青少年の健全育成的な面でも十分利用していきたい。こういう考えに立ちまゝ委託を受けこれを運送したい。こういう考え方で三議案を提出してわけでござい  
ます。条列の内容といたしましては、第一条に目的が書いてございすか、ユース・ホステルの目的と申しますか、主として青少年に健全な旅行を奨励し、低廉な経費で規律正しく宿泊させ交歓させるという施設ということが主になつておられますか、全国で二七カ所かございせんので観光施設としてもこれを設立させたい。こう考えておられます。

第二条は事業がかがげられておりますか、国で運営要綱として定められております事業を掲げ

ためけでございます。

三条 取員の関係でございますか、ユースホステル主任、こいげが管理者ということになるわけでございますか、一応必要な取員を買入ということとでございます。

現在委託を受けて経営する場合に、必要なり取員が四名、そのうち二名を取員、二名を臨時的な取員というふうに考えまあります。こいげ、他の施設に比べても人員が少ないやですが、全部セルフ・サービスと申しまして、自分なことは自分でやつまいくという制度になつてあります。

第四条 使用料、こいげは、国が告示を以て定められまありますので、その同額以内で決定をするということになつてあります。私どもの方では、全国的なものも考え合わせまして、国の告示額と

同額のものを使用料として徴収いたしたい。こう考え  
ま—るぞ小ぞ小の単価を計上いたしま—るおります。  
第五条、委任関係でございしますか、利用う申込み  
とか許す可、そういう事務的な細かいものは、市長  
が定めるといふようなこととでございします。

附則と—る公布の日から施行をする。

第三七号は特別会計予算を設けま—る一般会計とは  
離—る独立採算制と原則と—る經理を明確に—  
ていくといふような考え方から、特別会計を設け  
たい。こういふ趣旨で提出いたしま—る。

三八号が予算でございしますか、七月一日から運営  
をいたしたいといふ予算でございします。

総額二百四万ばかりでございします。

歳入の方から申し上げます。事業収入と—る二百一

万四千三百円を考えた。これは、それだけ附託に  
 計上してあります。大体全国の平均利用率と  
 申します。泊つていただくような人たちの率  
 を考えまして大体三割の方が利用できるとしや  
 いかという率を出して、それに基いてそれだけ使  
 料を計算いたしました。ユース・ホステルは五  
 四名が定員でございまして、年間を通じて最  
 低三割の人が利用をするという考え方で宿泊料収  
 入が七十三万三千円。それから敷布の使用料。ユース  
 ホステルで使う敷布は、普通の敷布の二枚分  
 ずつの間に入つて寝るといふ変わった敷布を用いて  
 おりますので、その使用料が十三万七千五百円。冬  
 の期間暖房を炊きますが、この暖房の使用料  
 が四万五千円。それから、集会室、食堂兼ホールに

なつておりましてそれが会議室に使用できます  
のでこれが一万五千円。泊まるだけで自炊をや  
る方もあります。その自炊料も計算いたしま  
して大体一万七千円。食事をホステル側から提  
供することもありますので、その食事料を予想  
算定をいたしまして、百六万五千六百円。総額  
事業収入二百一十四千三百円の積算をいたし  
ました。雑収入は不要品の売払い代金二千七  
百円、繰替金戻入は遊興飲食税がかかるよう  
な場合もありますのでそれを考慮して千円計上  
いたしております。雑入二万四千八百円。これは、  
売店の売上げ収入。売店は経営企画と申しま  
すか、委託を受けまして手数料を徴収して収  
入をするというふうな考え方で積算をいたし

た一万八千円、それから私用電話の料金が千八百円、その他雑収入五千円、というふうな考えまゝに総額で二百四万四千八百円というふうな計上いたしました。大体利用率三十%で出ていわけでございますが、現在までのところ、約千人の人が申し込みをいたしておりますので、大体三十%以上になるのでは、可いかという予想をしております。

次に歳出、管理費と一百万九千六百四十円、これは全部経営費になります。入件費関係で給料が二十二万七千七百円、これは大体本庁の主任給の人をユース、ホステル主任と一百万を願います。それから事務員が一人、あとはサービスを一、二百人を二名臨時でお願いをする。その経費

等がおもひなものでございます。

旅費として三万、取戻手当は、附記に明記してあり  
ますのでゆり承願いたします。

需用費関係で百四十八万四千四百円、このうち人件費  
以外のものは消耗品として七万五千円、これは新し  
い仕事でございますのでいろいろ消耗的なものが本  
年度かかるわけですが、事務用の消耗文具費が一  
万八千円、事業用の消耗器材費、事業用と申し  
ますと、敷布を洗う石けんとか紙とかさういうこ  
まごまごなものでございますが、月々三千円という  
ふうになさえますと二万七千円、南所式、記念品代  
三万円、燃料費が十文万二千円、これは炊事、食事を  
提供する場合の燃料、風呂をたく石炭代、さう  
いうものを合わせると大体十六万二千円、食糧

費六万八千五百円、事業用の食糧費、茶葉代九千円、一万五百円、それから南所式の食糧費と一萬五千八百円、印刷製本費と一萬七千円計上いたしました。これは、ユース・ホステルが案内パンフレットの印刷代でございまして一萬五千五百円を積算しましてこの範囲内で適当なものを作つていきたいという考え方でございします。それから事務用のいろいろの許可書とか申込書とかそういうものの印刷費一萬五千円、光熱水費で八万一千円、これは水道は井戸でございしますので電気料だけでございします。大体月九千円位というふうに積算いたしました。通信運搬費一萬四千円、それから附記の通りでございします。広告料と一萬二千円、これは一回新開広告をいたしたいというものでございします。手数料

と一萬円水質検査の手数料と食事を出しま  
すので營業関係の諸届出の費用を九千五百  
円、合計一萬円。借料及び損料四千円、ラジオ、  
テレビの聴視料でございませす。委託託費の  
五百円、存目程度でございませす。修繕料一萬五  
千円、これはボイラーとかさういうものが修理を  
するということまで行かないと思つてですが、素人  
がボイラーマンというふうなことになるかもしれませすので  
さういうものも考え合はせまゝ、最悪の場合  
合も予想し一萬五千円計上いたしまゝした。  
工事績負費と一萬四千円、これは前に花壇  
をサシ、それから、広告の看板を建てたいといふ  
考の方で計上いたしまゝした。

二五節、備品費、十八萬円、大分県の方ですら

まございしますが、大きな品物としましてテレビ、ステレオ等が入っておりますので、そういうものとしましてごまいた下駄とかぞういうものも合わせてまして大体十八万円の範囲内で購入をしまして経営いたらない。こう考えまあります。

原材料費五十六万四千七百円、これは収入に食専料としまして入ります百六万五千六百円、五三%に当る額を原材料としまして積算し計上いたらないわけでございます。この食糧の原材料費は普通の場合でございますと収入の約五十%というのが普通でございますが、ユース、ホステルの食事は単価が非常に安いということも考えまして三%だけ原材料を多くかけるといふ考え方で五三%の額を積算いたります。施設費は存目の額でございます。

賠償及び償還金として千円、これは、宿泊した場合  
ホステル側の責任において何か賠償しなければ  
ならないような事故が起きた場合の予備費  
として千円、利子及び割引料として一万円、こ  
れは業務開始と同時に備品等が必要になつ  
てきますので、一時借入金をやる場合がある  
かと考えまして、その利子として一万円計上  
いたしまして。

三二節 負担金補助及び交付金五千円、これは、  
ユース・ホステル協会とかホステル連絡協議会  
等の負担金でございます。火災保険料が千  
円、繰替金千円、存目程度でございます。  
予備費として七万六千六百六十円を計上いたし  
まして、歳入に含めさせていただきます。

大体、その積算は利用率三十%で出てくるので  
すか、現在の状況から若干上回るといふよう  
な考え方もあります。ほゞ赤字でなく、初年  
度から黒字になつていくのでないかといふ  
うに考えます。

以上概略の説明申し上げました。

・二五番(脇田順一君)お伺いいたします。ユース・ホステル  
の趣旨等は了解いたしましたし、取り分けとも、この一  
低廉な値段で経営すれば或いは赤字がまざるかも  
知れません。市長は、果からユース・ホステルの経営を  
委託されるに当りまして、赤字続きの場合は何  
とかするといったような約束があるのか。その点、  
市長(田村利男君)約束してあります。

・二五番(脇田順一君)そういったしますと、これでもつて甚

くもうけるというふうなことは趣旨に反しますけれども永く財政の一つの汚点となるかも知れません。そういうことに対する市長の見通しはどうか。

○市長(田村利男君)市といたしましては、先に鳩山社にたいしても一かりでございしますが、少くとも青年の育成や青少年教育というふうな問題をからみ合わせ、現在一中、二中、四中、豊房中等の行なつてあります二泊三泊の合宿教育というふうなこともありますし、そういうふうなものにも利用するためには、若干の赤字になつてもいいのではないかという、一いゝえ、この予算を張るに当りましては、長谷川所長に繰出金を二十万か三十万出して方がいいのではないかというのをいつたん

ですが、既に三六五席の三十%、一〇〇〇人位が三十%  
になるわけですが、この三十%に当たるものが、南  
業一ないうちから上回っている。まだ、あと九月、十月  
秋から冬にかけてのよそからくる利用者を計算  
しないで大體やってみけると思いますが、私の考え  
としましては、こういう施設に対しては、例はち  
よとどうかと思えますが、船形、布良の公益債  
屋とやや同じような性質をもつて相当の繰出  
金を出しても市民並びに一般の用に供したい。こ  
のように考えられているわけでございます。

一七番(志村信作君) 先ほどユース・ホステルの収容人員は  
五四名と申し上げたが、ベットの数が五四あることでは  
か、それから集会室はいくつあったか。時間的にお借  
りする収容人員は何名ですか。また自炊一回二十四

と申しますのは、自炊の道具がいくつ備えてありますか。

・福祉事務所長(長谷川広治君)お答え申し上げます。

ヘッドの数が五四ということございまして泊める室は十室でございます。

集会室は食堂と兼ねたおるわけですが、一室でございます。大体五四人の人が食堂で食っても困らないということになります。ところが食堂で食っても困らないということになります。約一〇〇人位収容されます。これは一日二十四という単価でございます。それから、自炊は、三カ所へ器具が設けられています。一人で自炊する場合もありませんし、十人位で自炊する場合もございしますが、大体三十人が自炊できるといふような施設でございます。

一七番(志村信次君)了解いたしました。次にユース・ホステルの制度についてお尋ねいたしますが、これは、会員券がいろいろあることだと思います。この会員券は、どういふふうにあるか、またこれは、日本国内全部共通の宿泊ができると思います。更に同一設備のある諸外国にまで通用できるのではなにかと思えますが、その辺をお尋ねいたします。

・福祉事務所長(長谷川広治君)お答え申し上げます。会員証と申し上げますのは、ユース・ホステルとは、直接関係ございませんで、ユース・ホステル協会という協会がございまして、そこで登録をし、会員証を交付しているわけでございます。

館山市のユース・ホステルでもその事務の取扱いをいたしたいというふうな考えがあります。これは、少年、成年

そういうふうには区分がございませぬ。その会員証を  
持つておけば一定の料金で宿泊できるということに  
なつておりました。ただ公立の場合には予約をし  
室があいそおれば会員以外の人でも泊めるという  
制度になつております。この制度は世界各回交  
通でございまして、全世界通用できるということで  
ございませぬ。

・一番(山本昇君)まことに結構な施設でございまして  
こゝが運営を市に委託されて市の運営をする  
ということにございまして、もとより賛成でございま  
するが、ただ先ほど脇田議員からもちよつと質問  
されてきたが、あまり大きな赤字が出るので、市  
民の財政負担が大きくなるということになりま  
すと、こゝまで考えつておられるわけですね。一かし

がら、現在ウ状況では、先ほど申し上げた説明ウあつたように、大分沢山申し込みがあるというふうな話でございますが、私ウ聞いた話では、初めの一年、或いは二年目におきましては、利用率が多い。しかし、だんだん年月がたつに従いまして、この利用が少なくなつてきます。おるといふようなことも聞きます。おるといふことが、ほやのこう一に施設に対してはその利用ウ状況、見通し等についで、中々説明願いたい。それから、更に市費の持出ということにつきまして、これは、私、これを基金盤といふして、館山地区の開発、紹介、さらに青少年の健全な育成という立場におきまして、多分の負担もやむを得ない。ところが、ように考えるウあります。ただ、これが運営と、いいます。お、さう一たものにも、誤りがあります。

一、経営の責任に当る方の態度、或いは従業員  
の気持ちにおきまゝ、だんだんさうもつか減ると  
いうようなことになりますと、こゝをたゞあめ道  
減の状態が発生するのではなからうかと、かように考  
えますが、この経営運営の基本的な方針につま  
ま一、合めせまう答弁願ひたいと思ひます。

・福祉事務所長(長谷川広治)お答之申し上げます。利  
用率がだんだん下つてくるのではないかというよう  
な意見も承わりまゝだが、全国で四二七カ所のうち  
二一カ所、いろいろや回答をいただいたものから考  
えていきますと、年々利用率はふえまゝいくとい  
うような状況になつております。ただ一部古  
いと申しますか、三三年から始まつたわけござい  
ますが、三三年にござりまする京都大阪等は

人件費が非常に多くなつておりますし、私どもでいうホステル主任という方が都庁、或いは府庁でいうところの局長級がなつております。そういたしますと、八万、九万という一人分り人件費でございますが、そういうことで赤字になつているところもござい  
ます。利用率の方では、だんだん上昇してまい  
るような状況でございます。

経営の基本的な考え方でございしますが、原則として、これは、いわゆる旅館ではないというふうな考え方をもちわけでございます。それと同時にきた人を楽しくくまに建金方面で遊ばせて帰す。そういうくまにいたゞくというふうな考え方から接客的の態度、そういうものは、十分注意をし、また地元の人たちの協力ということは、くるお客さんに

随分、提役するわけでございます。物品の購入等は、なるべく地元の人にやらせる。そういうふうには業者合めせまして市と地元の人たちとともにユース、ホステルに関心を持ちましたサービスに努めるといふように行きたい。かように考えております。

一番(山本昇君) 只今、所長さんの説明ではぼろぼろ解いたしまいたが、他の施設の利用率がだんだん上つておる。何か数字的に納得いける数字がお示し願えますか。

更に市長さんにお尋ねいたしますが、市長さん先ほどこゝが運営につまみまは、市内の小中学校の二日乃至三日の合宿という施設にも使わせるのだ。かようなお話がございます。

たが、そういうた場合に今まで各々学校でやつた場合に学校の施設を使つた。大いなる費用もかかつていない。ところが、こゝを使わせるということになりますと、こゝをただで使わせるかどうか。規定通りの費用を取るといふことになりますといわゆる市民の家庭にそれだけの負担をかけるということになります。思います。この点の兼ね合いといひまゝどうか、考え方につきまゝに説明願いたい。

市長(田村利男君)こゝは、市が経営してまいりますので、ざつとばらんに申し上げますと、三百五十円の費用で泊めるといふことですが、学校が校長が承知して、また管理者が適切と思わゆる額によつて市内の小・中学校の学生たちは、収容できると思ひ

ます。しかし、小学校の裁縫室とか、板の間にむ  
しろをいへる泊まるということがなく、二段、三  
段ベットのできた規律正しい宿泊施設に泊まる  
訓練をするということでもその辺はあくまでも校  
長と相談の上で食費と幾らか使うものでもつとい  
えば十月か九月かひまなときにご利用し、無理の  
ないところでできるわけでございます。そうい  
う経費の問題は市相談に忘れらぬと思つたわけ  
でございます。先ほど赤字ができましたま  
しょうか。ないときは、市の財政に負担をまづる  
ことになりはしないかという市に配分をたか、そ  
ういうときに市が負担がかかつかうか、ないか  
ら、お返しますと、こちらから一年ぶりに申し出  
れば、県が引き取つてくれることになりす。

福祉事務所長(長谷川広治君)資料はございますか一部ーかございませぬので後日……

ニ四番(飯田義男君)こは借無償で県から借りておるようかと思ふが、ただ私のお伺いたいのは、今後破損、その他備品更新、そういった問題が当然出てくると思ふます。増改築の問題も出てくるでしょうし、火災、その他災害のためこはが損出する場合も出てくるのではないか、このように思ふますが、そういう場合に経費はどちらでもつるか、それからもう一つ宣伝料がここに千円だけ書いてあるが、ほとんど存目程度で宣伝の必要はないからいいんですが、その二点について。

福祉事務所長(長谷川広治君)あの方からお答え申し上げます

げます。宣伝の方は現在のところ、私の方としては施設存在、或いはどういう施設かという簡単なパンフレットを五万五千円の範囲内で張りたい。それから立看板をユース・ホステルの建つまゝの附近に一個、駅に一個程度建つたいということもございます。あとの宣伝は、国々と申しますか、全国的な団体でございします。ユース・ホステル協会の方で全部をまったくおるといふようなことになつておりますので特別な宣伝と申しますか、金を使つたの宣伝は、うちの方としましては、取らないという考え方でございします。

管理上いろいろな点でございしますが、建物を借りるものは、無償、管理をいそいでいく経費はユース・ホステルの経費の中からそれぞれ出していくという

二 負 担 請 合  
考えで契約を結ぶたい。増築とかそういうような場合に県の建物がございしますので県が負担をする。ただユース、ホステルの経常的な面で赤字になつておれば、その額を考慮し、その中から多分のものを投入をするというふうなことでどうかという話し合ひでございます。

備品等の新しいものを購入して行かなければならぬ。こういう点につきましては大体備品と申しましても給食関係のものか大部分でございます。こゝには、額にするとごく少額でございまして、普通のユース・ホステル予算の中からは購入して大きなものになつた場合にのみ、県と話し合ひをし、決定をして行きたい。こういう考え方でございまして。

火災保険料は市名義で入りまして市の名義で保

險を受け取る。こういう契約を結びたいという考  
えでございします。

。三五番(黒川佐太郎君)本案は、大変結構なことで大抵  
市長の考えでよろしいと思ひます。ただ一つ伺ひたい  
ことは、黒字の場合を考えませつかく市が苦勞を  
シマヤツマ黒字になつた。それをこつちの意思に  
反シて県が返還せよというふうな場合がありは  
シないかということをお察じまおりますが、その点は  
どうなるおありますか。

。福祉事務所長(長谷川広治君)黒字の場合には、あそこ  
いろいろの施設を拡充シマいくとかユース、ホステルに  
関連をシたバンガローを經營するとか、さういうことで  
県に吸ひ取られるということはおございません。

。三五番(黒川佐太郎君)さうじゃなく黒字になつて運営管

理を県が引上げる。こういう憂いがありはらないか。

・市長(田村利男君)県側と折衝いたしまし、た際には、県の役人を布良まで島ゆ流しできないうだから何とか館山市でヤツマくんが、さういうふうなことで市が無理に頼まいたということございまして、文書で交換はしてもございせんか、しかもヤ、そんなことは、ないと思ひます。

黒字ということは、さつき所長のいつたように黙ッマバシガローを建ッマッマ、ええは黒字でないから、という計算書を出しますから県には、わからぬ。もともと遠隔のところでありまして、何とかヤツマ貰いたい。県では、やれぬというのか、むこうの考えでございまして、黒字になつたから県でやるということはないけれども、黒字になつたから県でやるということはないと思ひます。

・三五番(黒川佐太郎君)只今、市長の片答弁が大体わかり

まーたが市長の申し立てなるうは、現在う姿です。しかし、社会は、どう変動するかもしれません。その点一考えま含んでないたゞきたい。

〇二九番(萩生田七郎君)大変景気いい答弁で従来の努力に対して、敬表をほらうものですが、一かし、再確認したいことは、改築修繕というもうは、県がもつ、不時の災害における大きな修繕、その場合も県がもつわけでございますか。

・市長(田村利男君)その点は県と相談一々行かうという文書で取りかわ一々あります。暴風とかさういうことだったら県でやると、一かし、乱暴な学生がガラスを三四枚割ったという点については、学生に弁償させるか、或いは、市が修繕するかという強で大破損の場合には、県と相談一々、県が責任を自

つという文書を張つて契約したいと思ひます。

○二九番(篠生田七郎君)わかりました。そこで私懸念するののは、私自身京都のユース・ホステルを拝見したのであります。が、経理内容をお伺いしたうが、すが、人件費が高いといふことも最丈の理由かもしれません。が、一かし、ああいう観光地である京都ですら、大赤字を出してあるといふことは、人件費のみならず、P・Rが足らぬといふこともありはしないかと思つてあります。が、いづれにしましても大きな赤字を出すとする今後の財政負担といふのが容易じゃないと思ひますから、その点を十分留意なさつて格段の努力をもつてこの運営に当たつていただきます。といふことをお願いいたします。

議長(鳩貫社依君)議案才三六号、乃至才三八号討論者略原案通り可決いたしますこと、此等異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(鳩貫社依君)此等異議なしと認めます。よろ原案通り可決さしませぬ。

日程才二臨時出納検査之会議員互選を議題といたします。

おわかりいたします。選挙の方法は指名推選の方法によりたいと思ひます。こゝに此等異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鳩貫社依君)此等異議なしと認めます。よろ選挙は指名推選にすること、可決せしむ。

重ねておわかりいたします。指名の方法は議長に  
おいて指名することになっていて、たいと思ひます。

これに片隻議ありませんか。

(「隻議なしと呼ぶ者あり」)

議長(鳩貫社依君)片隻議と認めます。よって議

長において指名することによって決まりました。

暫時休憩いたします。

午後十一時十五分 休憩

午後十一時三十分 再開

議長(鳩貫社依君)休憩前に引き続きまゝに會議を

開きます。

これから指名いたします。

四番議員 小林寅之助君 九番議員 吉田勇治郎君  
二七番議員 鈴木市藏君 三三番議員 山口幸三君  
以上四君を八月実施の臨時出動検査之会議員に  
指名いたします。

おわかりいたします。只今指名の四議員君を当選人  
と定めますことに仰る異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(嶋貫社作君)仰る異議なしと認めます。さう決し  
ました。

只今追加議案として議案才三九号、教育委員の補充  
選任についてお送りされた。

おわかりいたします。本議案を本日の日程に追加し  
直ちに議題といたしますことに仰る異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鳩貫壯彦君)市界議なしと認めます。よろしく日程は追加されました。

議案を配付いたさせていただきます。

(議案配付)

議長(鳩貫壯彦君)配付漏れございせんか。なしと認めます。議案オ三九号を上程いたします。

(書記朗読)

議案オ三九号 館山市教育委員会委員の補欠

選任について

市長(田村利男君)教育委員の川名浩君が突如として急逝されたわけでございます。従いまして市の教育委員五名のうち一名、欠員に陥ったわけでございます。教育行政におきまして、一段と緊急を要する今でありますので、一日も欠員にすることを防ぐでございますので

この際、教育委員を一名補充したいと思うわけであり  
ます。つきまゝでは、北条八六四番地の半沢良一  
君を推薦したいと思うわけでございますので、市会  
の皆さんの承認を得たいと思います。

半沢良一君のことをちよつと申し上げます。半沢  
良助というお父さんが第一回の市会議員でござ  
いまして、その長男でございます。安房中、東  
京一高、今の東大を卒業いたしまして、現在「仙  
齡」酒屋の社長でございます。

・議長(嶋貫社依君) 議案第三九号、原案通り可決いた  
します。中々異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(嶋貫社依君) 中々異議なしと認めます。よつと  
本案は原案通り可決さします。

休憩いたします。

午前十一時三九分

休憩

午後三時五二分

再南

議長(鳩貫社作君)休憩中に引き続き会議を南きます。  
このたびは一身上下都合により議長より取を辞取いた  
したいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいた  
します。

(議長鳩貫社作君退席)

(副議長安西政治君議長席に着く)

副議長(安西政治君)議長鳩貫社作君から議長の辞  
取願ひが提出されました。

おはかりいたします。この際議長辞取の件を日

程に追加し、直ちに議題といたしきすことに仰異議  
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・副議長(安西政治君) 仰異議なしと認めます。よろろ  
議長辞取の件を曰程に追加し、議題といたします。  
辞取願いを朗読いたさせます。

・事務局長(高梨清一君)

辞取願 議長 鳩貫社作

私事一身上の都合により、議長の取を辞取いた  
したく仰許可下さるよう願ひいたします。

右 鳩貫社作 館山市議会殿

・副議長(安西政治君) おはかりいたします。鳩貫社作  
君の議長を辞取を許可することに仰異議ござ  
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(安西政治君) 此異議なしと認めます。よつて

鳩貫壯作君の議長長の辞取を許可することに決

一まゝに。

この際鳩貫壯作君より発言を求めらるゝありま  
すので一ぱらくこれを許します。

(十二番議員鳩貫壯作君 登壇) (拍手)

十二番(鳩貫壯作君) 満場一致で此許可をいただきます。

まゝに有難くお礼申し上げます。

一年間、何やかやと此面倒をかけたまゝことに相済み  
ませんでございまして。おかげで大禍なく過ごすこ

とたのでございまして。ひとえに皆さん方の此後援  
と此鞭達う賜と深く感謝申し上げます。次才でござい

ます。簡単であります。此挨拶にかえさるゝい

ただきます。(拍手)

・副議長(安西政治君)只今、議長が欠員と有りまゝに  
おはかりいたします。この際議長は選挙を日  
程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思ひます。  
これにや異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・副議長(安西政治君)や異議なしと認めます。よゝ議長は  
選挙を日程に追加し、これより選挙を行います。  
選挙の方法については投票にすることと指名推選  
にすることとがありますが、どの方法によりますか。  
や意見を伺ひます。おはかりいたします。選挙  
の方法は、投票にすることと決めますにや異議ご  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・副議長(安西政治君) 予是議なしと認めます。よつてこ  
れより議長が選挙の投票を行います。

議場の肉體を命じます。

(議場肉體)

・副議長(安西政治君) 只今の出席議員数三三名で  
あります。

おわかりいたします。

会議規則が三十条が二項の規定により五人  
を選定したいと思ひますが、いかなる方法により  
ましようか。議長が指名にすることにより議長に  
ごいせんか。

(「是議なし」と呼ぶ者あり)

・副議長(安西政治君) 予是議なしと認めます。

一三番議員 安沢徳順君、二四番議員 飯田義男君

西君を指名いたします。こゝに於て異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(安西政治君) 於て異議なしと認めます。よつて決ま  
す。

(投票用紙配付)

副議長(安西政治君) 投票用紙の配付漏れはありせんか。  
—なしと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

副議長(安西政治君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を起載の上、点呼に依  
りて順次投票願ひます。事務局長を—点呼

いたします。

事務局長(高梨清一君) 山本昇さん、石井孝さん、

三沢節さん、小林寅之助さん、江田徳太郎さん、

鈴木彦太郎さん、吉田勇治郎さん、佐野信さん

嶋資壮作さん、安沢徳順さん、法木嗣郎さん

嶋田繁さん、遠山ヨネ子さん、志村信彦さん、

田中忠藏さん、北山茂雄さん、後藤ゆきさん、田中

祿郎さん、吉田辰雄さん、飯田義男さん、脇田順一

さん、岩崎静敬さん、鈴木市蔵さん、加藤良太郎さん

萩生田七郎さん、長谷川光江さん、田村喜兵衛さん

鈴木孝さん、山口幸三さん、松本藤太郎さん、里川

佐太郎さん、山口康さん、安西政治さん、

副議長(安西政治君) 投票漏れはありませんか。——なし

と認めます。投票を終りました。——

こいより南票を行います。之会人の参会を願います。

(開票)

副議長(安西政治君)只今の選挙の結果を報告いたします。

投票総数 三三票 投票者数と一致いたします。

有効投票 三三票 無効投票なし。

有効投票中

山本昇君 一七票

田中祿郎君 一六票

以上の通りであります。

この選挙の法定得票数は九票であります。

よつて山本昇君が議長に当選されました。

議場の閉鎖をとります。

(議場閉鎖)

副議長(安西政治君)この際議長山本昇君を紹介し

たいます。

(議長 山本昇君 登壇) (拍手)

議長(山本昇君) 本日は行われまして、館山市議会の

議長選挙に当りまして、不肖山本再び選ばれまして

議長に選出されまして、感激、こう上もございませぬ。

厚くお礼申し上げる次第でございます。もとより、

びんう身でございまして、皆さまで方々からうやま

援、お協力をいただきまして、館山市議会、本来の

姿に向いまして、議会の權威高揚と、さらに館山市の

振興と市民の福祉のために微力をささげたい。

か、うに考えまわりますので、何とぞよろしくお支

援うほどをお願い申し上げます。甚だ簡単でござ

います。お、お挨拶申し上げます。(拍手)

(議長 山本昇君 議長席に着く)

議長(山本昇君) 只今市長より監査委員に決する  
追加議案を提出いたして、い旨の申し入れがござい  
ました。

暫時休憩いたします。

午後四時十三分 休憩  
午後五時四九分 再開

議長(山本昇君) 休憩前に引き続きの会議を再開します。  
おわかりいたします。本日午後三時開議の議事、都  
合によりこれを延長いたしたいと思っております。  
これに中異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 中異議なしと認めます。

この会議時間を延長することに決まりました。  
暫時休憩いたします。

午後五時五十分 休憩

午後七時三十分 再開

議長(山本昇君)休憩前に引き続きこの会議を開きます。

副議長安西政治君より副議長長の辞任願いご提出を承りました。

おわかりいただけます。この際、副議長辞任の件を日程に追加し、直ちに議題といたしなすことに申上り議ごごいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)中是議なしと認めます。よつて副議長  
長辞取の件を日程に追加し、議題とすることに決  
まします。

(副議長安西政治君退席)

議長(山本昇君)辞取願いを朗読いたさせます。

事務局長(高梨清一君)

辞取願

私事一身上の都合により副議長の私を辞取  
願いたたく所許可下さいますようお願いいた  
します。

右安西政治 昭和三七年六月二十六日

銚山市議会議長殿

議長(山本昇君)おわかりいたします。安西政治君の  
副議長辞取を許可することに中是議ございせんが

「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 宇異議なしと認めます。よつて安西政治君の副議長への許取を許可することと決しました。この際安西政治君より発言を求めらぬとあります。暫時これを許します。

(一八番議員 安西政治君登壇)

一八番(安西政治君) 只今は、私のお願いを許可していただきます。ありがとうございます。

過去一年間にわたり、非力ではございますが、皆さまの方のおかげをもちまして、副議長のお手さどうやら努めさせていただきます。心から感謝申し上げる次第でございます。今後とも、御連のほどをお願い申し上げます。言葉にかえさず、いただきます。

どうも有難うございませう。(拍手)

議長(山本昇君)只今副議長が欠員となりませう。

おわかりいたします。こゝ際副議長の選挙を日程に追加し直ちに選挙を行いたいと思ひます。これに於て異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)此の異議なしと認めます。よつて日程は追加さすやうに。

こゝより副議長選挙を議題といたします。

選挙の方法は投票、指名推選等があります。この方法にいたしましうか。此の意見を伺ひます。

(「指名推選」という声あり)

議長(山本昇君)指名推選の方法によることとす

異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 中異議なしと認めます。よって副議長選挙の方法は指名推選にすることに決まっております。重ねておはかりいたします。指名の方法は安西政治君においで、指名することにいたします。こゝに中異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 中異議なしと認めます。よって安西政治君より指名することに決まっております。

(一八番議員・安西政治君登壇)

一八番(安西政治君) 副議長指名の大任をおおせつかりま—に、いろいろと考えま—。最も適任と思われぬ人を推薦いた—たいと思—います。

脇田順一君を中推薦申し上げます。よろ—く

お願いいたします。

・議長(山本昇君)おはかりいたします。只今安西政治君  
において指名いたしました脇田順一君を副議長  
の当選人と定めます。中々異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(山本昇君)中々異議なしと認めます。よって脇田  
順一君が副議長に当選されました。

この際、副議長、脇田順一君を紹介いたします。

(副議長脇田順一君登壇)

・副議長(脇田順一君)一言中挨拶申し上げます。浅学  
非才の身にもかかわらず皆さま方の御推薦により  
まゝ、今回ばかりは副議長のお恥を汚すことにな  
りまゝです。今後議長のお女房役といたしまし  
まゝ、当館山市政の運営に粉骨砕身努力を傾けた

いと思ひます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

議長(山本昇君)八市競輪組合議員 鈴木市藏君  
には、このたび都合により組合議員を辞取つた  
まゝに、よつて本市より選出すべし議員が欠  
員となりまゝに。

おわかりいたします。八市競輪組合議会議員  
の補欠選任を直ちに議題といたすことに仰異  
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)仰異議なしと認めます。よつて八市  
競輪組合議会議員の選挙を日程に追加し議  
題といたします。選挙の方法については投票  
または指名推選によるもの等がありますか、中  
意見を伺ひます。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選に決めますことにはや異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)や異議なしと認めます。よって選挙は指名推選によることに決めます。

重ねておはかりいたします。指名の方法は鈴木市蔵君において指名することにはいたしませんか。いす。こかにや異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)や異議なしと認めます。よって鈴木市蔵君より指名することに決めます。

(二七番議員鈴木市蔵君 登壇)

二七番(鈴木市蔵君)長々一年間どうも有難うござい  
ました。只今指名さすまへ、私から恥かしくない

方を推薦いたします。

山口幸三君をよろしくお願いいたします。

議長(山本昇君)おほかりいたします。只今、鈴木市藏

君にたいして指名いたしまして、山口幸三君を入市

競輪組合議会議員に当選人と定めますことと

や異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)や異議なしと認めます。さうして、山口幸

三君が入市競輪組合議会議員に当選人と

この際、入市競輪組合議会議員山口幸三君を紹介

いたします。

(三三番議員山口幸三君登壇)

・三三番(山口幸三君)このたびは、おとうな浅学非文にも

競輪議員に推薦下さることを厚くお礼申し

上げます。私も微力ではございますが、館山市  
の委員として恥かしくないので誠意を持って努力い  
たす考えでございます。何とぞ今後ともよろしく市  
指導と申す鞭達あらんことを切にお願いたします。私  
申す挨拶といたします。

よろしくお願いたします。(拍手)

議長(山本昇君) 只今市長より追加議案として議案第四  
十号監査委員の補欠選任についてが送付されました  
おわかりいたします。本議案を本日の日程に追加し  
て直ちに議題といたします。申す議題といたしましては  
まじりか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 申す異議なしと認めます。よって日程  
は追加されまじりか。

議案を配付いたさせます。

(議案配付)

議長(山本昇君) 議案の配付漏れがございますか。  
なしと認めます。

議案才四十号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第四十号 監査委員の選任について

市長(田村利男君) 市議会議員の中から選ばれます監査委員のうち、委員がまじまじにたうで、議会の同意を得て、田中祿郎君を選任いたしたいと思います。よろしく御審議願いたいと思います。

議長(山本昇君) 只今議題と取りまじに議案才四十号、市長の提案に同意することにより、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 此異議なしと認めます。よつて本案は、原案通り決定いたしました。

この際監査委員に選任さした田中祿郎君を  
此紹介申し上げます。

(三二番議員田中祿郎君登壇) (拍手)

・三二番(田中祿郎君) 只今皆様方満場一致をもちまして  
市の監査委員に任命さしたうでございます。もと  
より浅学非才の私でございますが、その任にたいし  
ことは、自分でも承知しておりますが、皆さまで方に此推  
薦を受けた以上、駄馬にもち打ちまして、邁進する決意心  
でございますから、今後よろしく此指導賜わりますよう  
にお願ひ申し上げまして、私此挨拶といたします(拍手)  
議長(山本昇君) この際おはかりいたします。

かぬと申し合のせ協定の通り常任委員の改選を行  
たいと思ひます。これを本日日程に追加し直ちに  
議題としたいと思ひます。これに片異議ございま  
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)片異議なしと認めます。よつて日程は  
追加されまゝです。

おほかりいたします。常任委員会委員の改選を  
行いますことに片異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)片異議なしと認めます。よつて改選  
することに決まりました。

重ねておほかりいたします。この改選の決定宣告に  
より現在の各常任委員会委員は全員それぞれ

辭取し、全委員会とも役員となつたことについていたしま  
すに、中異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)中異議なしと認めます。よつて決  
ました。こゝより常任委員会委員を委員会  
条列第四條の規定により選任いたします。  
局長を――報告いたします。

・事務局長(高梨清一君)

総務委員会委員 遠山ヨネ子さん 長谷川光江さん

鳴貫社作さん 吉田勇治郎さん 松本藤太郎さん

脇田順一さん 鈴木孝さん

経済委員会委員 田中忠藏さん 法木嗣郎さん

石井孝元 三沢節さん 安次徳順さん

山口康さん 吉田辰雄さん 佐野信さん

安西政治さん 山本 昇さん

文教民生委員会委員 萩生田七郎さん 嶋田 繁さん

飯田義男さん 田中 祿郎さん 後藤 ゆきさん

黒川佐太郎さん 小林寅之助さん 北山茂雄さん

建設委員会委員 志村信作さん 加藤良太郎さん

江田徳太郎さん 鈴木彦太郎さん 若崎静敬さん

鈴木市藏さん 山口幸三さん 田村喜兵衛さん

議長(山本昇君)以上の通り各常在委員会より委員に選

任いた一たいと思ひます。これに於て異議ございませ

か。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)此異議ナシと認めます。よって決定

されました。なお条例才五条の規定による各委員

会において互選された委員長及び副委員長を報告

いたさせます。

・事務局長(高梨清一君)

総務委員会委員長

遠山ヨネ子さん

副委員長

長谷川光江さん

経済委員会委員長

安沢徳順さん

副委員長

吉田辰雄さん

文教民生委員会委員長

後藤ゆきさん

副委員長

北山茂雄さん

建設委員会委員長

鈴木市藏さん

副委員長

岩崎静敬さん

議長(山本昇君)からお申し合わせにふります。議会運営

協議会の委員、並びに正副委員長を中報告申し

上げます。

・事務局長(高梨清一君)

議会運営協議会委員

松本謙太郎さん 飯田義男さん

遠山ヨネ子さん

三沢節さん

安西政治さん

鈴木彦太郎さん

佐野信さん

吉田勇治郎さん

同委員長

飯田義男さん 副委員長

三沢節さん

以上の通りであります。

議長(山本昇君)以上をもつて本定例会を閉会いたします。

午後 七時三十分

閉会

本日の会議に付いた事件

一、議事日程に同じ

出席議員

山本昇

石井 孝

三沢 節

小林寅之助

江田徳太郎

鈴木彦太郎

吉田勇治郎

佐野 信

鳩 貫壯作

安 沢徳順

法 木嗣郎

鳩 田 繁

遠 山ヨネ子

志 村信作

安 西政治

田 中忠藏

北 山茂雄

後 藤巾之

田 中禄郎

吉 田辰雄

飯 田義男

脇 田順一

岩 崎静敬

鈴 木市藏

加 藤良太郎

萩 生田七郎

長谷川光江

田 村喜兵工

山田 三

鈴木 孝

山口 幸三

松本藤太郎

黒川佐太郎

山口 康

欠席議員

なし

出席事務局取員

第一日目に同じ

出席説明者

第一日目に同じ

右会議の次第を録しここに署名す

館山市議会議長

いし

日野

同 署名議員

加藤良太郎

同

長谷川光江

